

専決第8号

令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

令和4年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
医業費	医業費	医療機器整備事業	352